						尹之	大田	7	00.	<u> </u>	
	東日	本大震災 (平成 2	復興関連 3 年度第						国土が	を通省)	
事業名	災害公営住宅供給推進事業				当部局庁	住宅局			作成責任者		
事業開始 • 終了(予定) 年度	平成23年度			ŧ	旦当課室	住宅総合整備課			課長 伊藤 明子		
会計区分	一般会計				施策名	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	-				する計画、 通知等	_					
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	東日本大震災によって住写 災害公営住宅を供給する3			々に対	して、速 <sup>り</sup>	やかに低原	<b>€な家賃の</b>				
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	東日本大震災の被災地において、地方公共団体による円滑かつ効率的な災害公営住宅の供給を支援するため、国が、地方公共団体と連携し、地域の建築士や住宅生産者の団体、住宅団体等からの協力も得つつ、地域特性等を踏まえた住宅の供給手法等について調査検討を行うとともに、その成果の普及を図る。										
実施方法	□直接実施    ■業務委託等    □補助				口貸付	□その他					
23年度予算額 (単位:百万円)	当初 第 1 次補正			第2	欠補正	第3次補正 :		計	計		
	0		0		0	278			278		
成果目標(アウトカム)	成果指標	単位 23年月	目標値 度 (27年度)	_ _	動指標	活動指標		単位	23年度	活動見込	
	最低居住面積水準未満率	%	概ね0	※上段	プウトプット) ( )書きは予算措 腹に係る見込み	本支出は、「調査経費」であり 指標(アウトプット)を定めて るという性質のものではない	実施す		(	)	
単位当たり コスト	(円/ ) 算出根拠					調査件数が未確定のため、単位当たりコスト(1件当たり)を 算出することはできない。					
事業所管部局による点検											
項目					内 容						
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原 則や施策の考え方との整合性がとられているか。					「東日本大震災からの復興の基本方針」5(1)④(iii)に示されている自力での住宅再建・取得が困難な被災者に対して低廉な家賃の災害公営住宅の供給を促進するための事業である。						
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。					多くの被災者の方々が応急仮設住宅等で仮住まいを強いられている中で、速やかに災害公営住宅を供給することは緊急の課題であり、地方公共団体による円滑かつ効率的な供給を支援するための本事業は、被災地のニーズにも応えるものであり、優先度が高い事業である。						
本事業は、国が中心となって、均等を踏まえ、被災地において汎効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。 総、被災地の地方公共団体によ後、被災地の地方公共団体が、る上で、その円滑かつ効率的な							のある 、災害 て共有 期間で	災害公害 公営住宅 するもの 大量の災	営住宅の係 整備の方 であること 害公営住	共給手法等 針や標準 から、今	
告放						国が地方公共団体等と の供給手法等の調査検 を関係公共団体におい ことから、短期間で大量の に調査検討を行う場合に き、その円滑かつ効率的	討を行 て共有 の災害・ 比べ、	い、その し、多様な 公営住宅 準備期間	整備の方 な選択肢を を供給す 引の短縮さ	針や標準 提供する る上で、事 り費用の低	
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。					本事業は、国が中心となって、地方公共団体と連携しつつ、また、地域の建築士や住宅生産者の団体、住宅団体等からの協力も得ながら、地域特性等を踏まえた災害公営住宅の供給手法等について調査検討を行うとともに、その普及を図るものであり、災害公営住宅の供給に関係する者が役割分担をしつつ、総力をあげて、円滑な災害公営住宅の供給の促進に取り組むものである。						
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。					本事業は、被災地の地方公共団体による円滑かつ効率的な災害公営 住宅の供給を支援するためのものであり、また、事業主体となる地方公 共団体と連携しつつ、地域特性等を踏まえた住宅の供給手法等につい て調査検討を行うものであることから、被災地における災害公営住宅整 備事業等と整合的であり、かつ、計画的に実施されるものである。						
					を進めてい で、地方公 の住民団体 国が事業を	国が行うものであり、迅波るところ。また、事業の射 共団体と連携しつつ、建 は、等の協力を得て、迅速が、 に行うに当たっては、委託 ることとしており、事業の としている。	1行に当 築士や 3執行る 先の選	もたっては 住宅生産 を図ること 定等にお	は国が主導 を者等の団 としている いて公募	算的な立場 団体、地域 る。さらに、 等所要の	

- 注1.「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度 予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込み を記入すること。
- 注2.「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度 予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正××(円/))」などと記入すること。 注3.「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。